

# 仕 様 書

## 1 対象業務及び所在地

- (1) 対象業務  
豊平区土木センター機械警備業務
- (2) 所在地  
札幌市豊平区西岡3条1丁目8番20号
- (3) 竣工年月日  
2018年3月27日
- (4) 施設概要  
2階建てRC造、総延べ床面積825.45㎡
- (5) 庁舎利用者数  
職員数：34名 平均来庁者数：50～80人（1日当たり）

## 2 履行期間

2023年10月1日から2028年9月30日まで

## 3 業務の内容

- (1) 機械警備
- (2) 巡回警備
  - ア 豊平区土木センター（以下、「庁舎」という。）内及び構内の巡回警備
  - イ 火災、不法侵入、盗難等の事故発見及び初期処置並びに連絡
  - ウ 各施設の施錠点検
  - エ 不使用灯及び冷暖房設備の切電
  - オ 建物、設備等の破損及び不良箇所の発見と連絡
- (3) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者協議のうえ決定した事項

## 4 警備実施時間

- (1) 機械警備  
午後5時15分から翌日午前8時45分までとする。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（以下、「日曜日等」という。）は、午前8時45分から翌日の午前8時45分までとする。  
なお、庁舎の利用状況により、最終退庁者及び最初入庁者が警備の開始・解除の設定を行う時間が変動するため、その設定時刻に応じて警備を行うものとする。
- (2) 巡回警備

下記ア、イいずれも職員（清掃作業員等を含む。）の最終退庁時から、勤務のために入庁するまでの間とする。

ア 夜間巡回

毎日午後 5 時 30 分から翌日午前 8 時 45 分の間に 1 回

イ 日中巡回

日曜日等の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分の間に 1 回

## 5 警備機器の設置等

- (1) 設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、警備時間中における異常の有無を感知し受託者の警備基地局において事実を速やかに正確に把握し得る自動警報機器を庁舎に設置すること。
- (3) 送信機用通信回線は、受託者が敷設するものとする。また、警備基地局の受信装置との間の通信回線には、断線時に対応できる機能を付加すること。
- (4) 庁舎内全てを網羅するようセンサー等を設置すること。
- (5) 設置した機器の位置、数量、内容を把握できる図面を作成すること。
- (6) 契約開始に伴う機器の設置や契約終了に伴う機器の撤去、又は機器の更新については、委託者と協議のうえ、その時期や作業方法等を決定すること。

なお、機器の設置に時間を要するなど機械警備が実施できない場合は、危機が正常に作動するまでの間、委託者と協議のうえ、必要な警備体制を整えること。

- (7) 警備の開始・解除はカードリーダーにユーザーカードをかざし、暗証番号を入力して操作するものとする。なお、通用口電気錠と連動させ、暗証番号はユーザーカード毎、個々に設定できること（ユーザーカードの必要枚数は 50 枚とする）。
- (8) 正面自動ドア及び通用口は、年間カレンダー式タイムスイッチにより、時間外（日曜日等は午前 8 時 45 分～翌日の午前 8 時 45 分、平日は午後 5 時 30 分～翌日の午前 8 時 00 分の間）施錠するものとする。
- (9) 時間外の出入りは通用口を利用し、入庁の際はカードリーダーを操作して電気錠を一時解除する。また、退庁時は通用口屋内の感知器により自動で一回開錠、その間に退出するものとする。

最終退庁者は通用口より退出後、カードリーダーにより機械警備の開始操作を行うものとする。また、機械警備開始後、最初の入庁者はカードリーダーで機械警備を解除し入庁するものとする。

## 6 警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により庁舎の異常の有無を間断なく監視し、安全を確保する。
- (2) 受託者は、警備時間中、庁舎内及び構内に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員をその場へ急行させ、異常事態の確認を行い、必要な処置を行うとともに、直ちに委託者に報告し、指示を受けるものとする。

## 7 設置機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記5に定める機械設備に関し、常時、受託者の本部において正常作動を確認するとともに毎月1回の保守点検を行うこと。
- (2) 万一、警報の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じるものとする。

## 8 費用の負担

- (1) 本契約業務の実施にあたり必要な機器及び設置に係る費用は全て受託者の負担とする。
- (2) 設置した警報機器等の工事配線については、契約期間中、業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。
- (3) 契約終了後または中途解約時において、本契約業務の実施にあたり庁舎に設置された機器・部品の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。
- (4) 契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、委託者がその実費を受託者に支払うものとする。

## 9 提出書類等

- (1) 着手時まで提出するもの
  - ア 業務計画書
  - イ 連絡体制図
  - ウ 警備機器設置図面（上記5-(5)のもの）
- (2) 翌日の午前8時45分までに提出するもの
  - ア 巡回警備の内容と結果を報告するもの（毎日）
  - イ 緊急要員派遣の内容と結果を報告するもの（派遣した場合）
- (3) 毎月の業務完了後5営業日以内に提出するもの
  - ア 完了届
  - イ 設置機器の保守点検結果を報告するもの
  - ウ 機械警備の実施状況を報告するもの

## 10 原状回復の義務

受託者は、機器の設置・修繕または撤去等にかかわる工事に伴い、委託者の物件に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。

## 11 鍵の保管

本契約の目的のため、委託者が受託者に貸与した鍵は、受託者の責任のもとに保管されなければならない。

## 12 警備員の具備条件

業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意すること。業務の実施において、有資格者の配置が義務付けられている場合は、有資格者である旨の確認書を委託者へ提出すること。

## 13 その他

(1) 受託者は、業務の遂行にあたって委託者と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、直ちに委託者に報告し、指示を受けなければならない。

報告した内容は、文書にして速やかに委託者に提出すること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、改善を図るものとする。

**位置図**

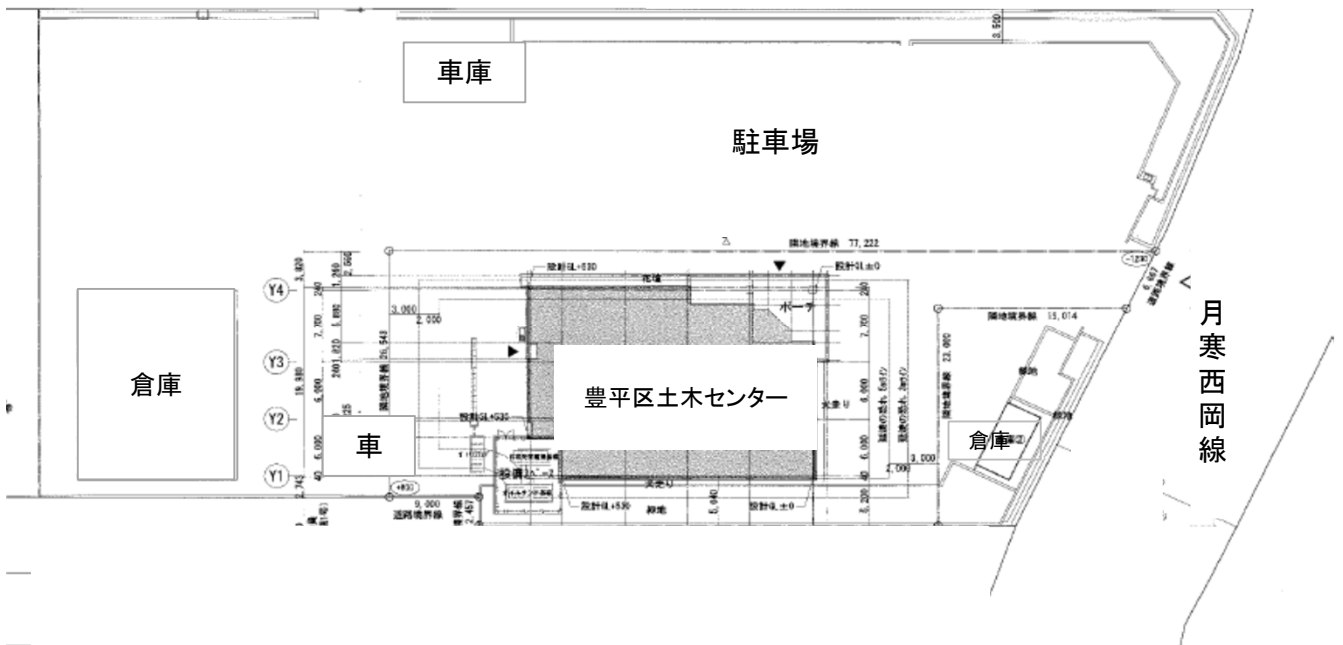
豊平区土木センター : 札幌市豊平区西岡3条1丁目8-20



付近見取図 S=1/2000

**配置図**

西岡13号線



※平面図、立面図については、豊平区土木センター(豊平区土木部維持管理課)にて紙で配布します。